

秋田県立近代美術館公式ロゴマーク制作業務委託仕様書

1 事業名

メタバース×MUSEUMあきた構築事業

2 業務名

秋田県立近代美術館公式ロゴマーク制作業務

3 事業の背景

(1) 秋田県立近代美術館の概要

秋田県立近代美術館（以降、近代美術館）は、横手市に所在する「秋田県ふるさと村」内の施設であり、令和6年には開館30周年を迎える。刻々と表情を変える広大な空模様を映すガラス張りの建物は、自然豊かな丘陵の上に浮遊する巨大彫刻のようであり、地域のランドマーク的存在でもある。

近代美術館では、江戸時代中期から後期にかけて秋田藩主や藩士によって生み出された「秋田蘭画」をはじめ、江戸時代後期から現代にいたる秋田ゆかりの作家による作品を収集・調査するとともに、多彩な文化芸術を紹介する特別展や企画展、コレクション展等を開催している。また、誰もが気軽に利用できる美術館を目指しており、美術館講座や出前美術館の他、創作体験を提供する美術館教室など、教育普及活動にも力を入れている。

(2) 近代美術館のめざす姿について

「秋田の文化を未来へつなぐ美術館」を目指しており、改正博物館法（令和5年4月施行）が求める多様化・高度化する博物館の役割にも対応するため、次のような取組の方向性を掲げている。

- ①「秋田蘭画」をはじめとする秋田ゆかりの作品に係る収集・保管、展示・教育、調査・研究など、社会教育施設としての基本的役割・機能を果たす
- ②最先端技術「メタバース」により、実際の美術館を利用する際に生じるさまざまな制約を超え、全ての県民がその恩恵を享受し、良質な文化芸術に親しみ、交流活動ができる新たな機会や賑わいを創出する
- ③秋田ゆかりの良質な文化芸術を広く発信するとともに、表現・鑑賞体験、コミュニケーション等、多様な手法により学びの場や機会を提供する
- ④従来の社会教育施設としての役割に加え、「文化施設」として、多様な主体との連携、社会的・地域的課題等への対応、文化観光の振興に寄与する役割を担う

(3) 近代美術館のロゴマークについて

平成6年の開館当初から、近代美術館独自のロゴマークは存在せず、広報等においてはふるさと村のロゴマークや、美術館職員がデザインしたマスコットキャラクターが使用されてきた経緯がある。

4 業務の目的

本業務は、令和6年に開館30周年を迎える近代美術館がめざす姿を象徴的に可視化することで、新たな価値や独自性を印象づけ、同館のブランドイメージを広く浸透・定着させることを目的とする。

5 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

6 スケジュール

本業務のスケジュールは概ね次のとおり予定しているが、詳細は県との協議により決定する。

項目	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
委託候補者選定	■								
契約締結		■							
県民投票	※事務局が担当		■						
ロゴマーク及びデザインマニュアル制作			■						
商標登録	※事務局が担当				■				
看板等制作設置							■		
打合せ協議			■						

7 業務内容

近代美術館のロゴマークデザイン及びそれを使用した看板等を制作・設置するものであり、詳細は次のとおりである。

(1) 近代美術館ロゴマーク制作業務

ロゴマークデザインは、シンボルマーク（図）及びロゴタイプ（文字）と、その組み合わせについて提案するものとする。

① ロゴマーク制作に関する要件

- (ア) シンボルマークは近代美術館の価値やコンセプトをよく表現しており、上品で親しみやすく、かつ視認性の高いデザインとすること。
- (イ) シンボルマークは創造的で独自性の高い提案とすること。
- (ウ) メタバースやウェブページ等デジタルメディアとの親和性が高く、ポスターやパンフレット、名刺、封筒など、広範囲に利用可能なデザインであること。
- (エ) カラー及びモノクロで使用できるデザインであること。
- (オ) オリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
- (カ) 国内外の文化において、誤解を招く恐れがないこと。
- (キ) ロゴタイプは、和文では「秋田県立近代美術館」、英文では「Akita Museum of Modern Art」を使用すること。
- (ク) ロゴタイプはシンボルマークとイメージが統一されたもので、単体で使用する場合とシンボルマークと組み合わせて使用する場合の双方を想定したデザインとなっていること。
- (ケ) ロゴマークの提案数は1者につき3点とする。なお、契約締結後には協議によりデザインの一部に修正・追加を加えることがある他、最終決定は県民投票により行うものとする。

(2) ロゴマーク使用にあたってのデザインマニュアル（ガイドライン）の制作

県民投票によって決定したロゴマークは、多様な媒体でを使用することを想定し、次の例示するデザインマニュアル（ガイドライン）を制作すること。

①ベーシックデザインの規格化の例示

- (ア) シンボルマーク（プライマリー／セカンダリー、カラー／モノクロなど）
- (イ) ロゴタイプ〔和文・英文・和文と英文の組み合わせ〕
- (ウ) ロゴマーク〔シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ〕（縦組／横組）
- (エ) 表示（高解像度3D/低解像度3D/2D）多様な媒体
- (オ) ロゴマークの表示色の指定
- (カ) ネガティブ（反転）表示パターン
- (キ) 余白（アイソレーションエリア）の設定
- (ク) 最小使用サイズの設定
- (ケ) 禁止事項の設定

②アプリケーションデザインの規格化

- (ア) 封筒（長形3型/角2型）、レターヘッド
- (イ) 名刺（縦型、横型）
- (ウ) 襟章（フォーマル（鋳物、七宝等）、カジュアル（缶バッジ等））

(3) マークに関する成果物等の提出

制作したロゴマーク、デザインマニュアル（ガイドライン）に関する成果物等について、次の①～③のとおり提出すること。

①制作したロゴマーク、デザインマニュアル（ガイドライン）等の成果物は印刷用原稿データ（AIデータ及びPDFデータ）についてCD-R等の電子媒体で納品すること。また、デザインマニュアル（ガイドライン）については、製本したものを2部提出すること。なお、制作したロゴマーク等は、JPEG、GIF、PNG等の画像形式データでも提出すること。

②業務遂行中において打合せ協議があった場合においては、その内容について議事録を作成し提出すること。

③本業務の完了後は、業務完了報告書を速やかに提出すること。

(4) ロゴマークを使用した看板等の制作及び設置

次の①及び②を制作し、設置すること。なお、サイズ及び素材等の詳細については、契約締結後、協議により決定するものとする。

①ロゴマークを使用した可動式看板（キャスター付きインフォメーションスタンドを想定）

- (ア) 可動式看板は、決定した公式ロゴマークを来館される方々に広く周知することを目的とし、概ね美術館内及びエントランス付近で適宜設置場所を変えながらの使用を想定したものとする。
- (イ) サイズは概ね、幅600mm×高さ1200～1500mmで、素材は耐久性の高い金属製（アルミニウム、ステンレス等）を想定したものである。
- (ウ) 大人1～2名程度で移動が可能なものとする。

②ロゴマークを使用したサインボード（看板）

- (ア) サインボード（看板）は、概ね美術館地下1階総合インフォメーション付近に設置することを

想定しているものである。

(イ) サイズは概ね、幅600mm×高さ600mmで、素材は耐久性の高い金属製（アルミニウム、ステンレス等）を想定しているものである。

8 成果品

受託者は、以下の成果品を納入すること。

(1) 契約締結2週間以内に提出するもの

①業務実施計画書（業務実施スケジュール、業務実施体制等を含む）

(2) 業務完了届出時に提出するもの

受託者は、委託期間内において、次の成果品をそれぞれの業務完了届出時に納入すること。

①秋田県立近代美術館ロゴマーク及びデザインマニュアル(ガイドライン)等

納入するロゴマークに関する成果物等の納入期限は、「6 スケジュール」で前述したとおり、県が行うロゴマーク等の商標登録等に係る手続きを考慮し、次のとおりとする。

【納入期限】令和5年10月27日（金）

②ロゴマークを使用した看板等

9 検査確認

成果品により確認を行う。

10 瑕疵担保等

成果品の引き渡し後に当該成果品について仕様に適合しない欠陥等が発見され、発見から1年以内に通告した場合には、受託者の責任において必要な修正及び補正を無償で行うものとする。また、同期間において、近代美術館より操作説明等を求められた場合は、それに応じるものとする。

11 契約に関する条件等

(1) 再委託

①受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

②受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にして委託者の承認を得ること。

(2) 業務の履行に関する措置

①委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

②受託者は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に受託者に書面で提出するものとする。

(3) 権利の帰属先等

①受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は全て委託者に帰属するものとする。

- ②受託者は著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）の権利を行使しないものとする。
- ③受託者は、委託者の承諾なしに、成果物の一切を他に流用することはできない。
- ④受託者は、納品した成果物について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証し、第三者から著作権侵害等を主張された場合には、受託者が一切の責任を負うものとする。
- ⑤本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

（4）機密の保持

- ①本業務（再委託した場合も含む）を実施するにあたり、業務上知り得た情報は機密情報として取扱い、開示、漏洩、又は本業務以外の用途以外に使用してはならない。また、そのための措置を講ずること。
- ②受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担することとする。
- ③上記2項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

（5）関係法令の遵守

- ①受託者は、本業務（再委託した場合も含む）を履行する上で、関係法令を遵守すること。

12 その他

（1）協議体制

本業務が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題・協議・解決等に関し、この仕様書に定めのない事項なども含め、必要の都度、双方協議の上進めることとし、常に協議可能な体制を整えておくこと。

（2）記録簿の作成

受託者は、本業務の適正な遂行を図るため、打合せを行った都度、その内容について記録簿を作成し、相互に確認を行うものとする。

（3）経費の取扱い

本業務に係る一切の経費は全て事業費に含むものとする。

（4）業務概要の変更

業務概要は現時点での予定であり、県と受託者の協議により、変更する場合がある。

（5）業務の範囲

本仕様書に特に明示のない事項であっても、社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

以上